

第 1 4 章 附 則

(最初の事業年度)

第 5 8 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時の役員等)

第 5 9 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げるものとする。

設立時理事	佐藤彰一
設立時理事	竹内俊一
設立時理事	森高清一
設立時理事	上田晴男
設立時理事	尾崎史
設立時理事	水戸由子
設立時代表理事	佐藤彰一
設立時監事	今井朋子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 6 0 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

岡山県岡山市中区住吉町一丁目 5 0 番地

設立時社員 竹内俊一

兵庫県西宮市染殿町 6 番 2 0 号 コーポラスベル 2 0 1 号

設立時社員 上田晴男

設立時社員 人格なき社団 全国権利擁護支援ネットワーク

上記代表者の住所氏名

千葉県船橋市夏見一丁目 1 1 番 2 1 号

佐藤彰一

(法律の根拠)

第 6 1 条 本定款に定めのない事項は、一般法人法その他の法令に従う。